

II 宇都宮の水道の歴史

第2章

大正・昭和戦前期の水道



水道落成式で展示された「西出式共用栓」(大正5年:「水道落成式市制施行二十年記念写真」)

第1節 大正期の水道整備と諸問題

1 給水の拡大と諸問題

水道の使用率

本市の水道布設事業は、大正元(1912)年10月30日、内務省より水道布設の認可と国庫補助の指令があり、同元年11月21日に工事に着手した。その後、同2(1913)年6月27日、内務省より実施設計が認可され、同4(1915)年3月5日と同5年3月31日に工期延長が認可され、ついで同5(1916)年11月22日、設計変更及び増設が認可された。

水道布設工事は、同5年7月20日に竣工した。大正元年度から同5年度までの水道布設事業に要した総支出額は、布設工事費100

万7,485円55銭、事務費12万8,343円28銭、公債費53万9,267円23銭、市経済編入金3万円の総計170万5,096円06銭であった。なお本市の水道事業は、大正元年度から同8年度まで特別会計予算で執行された。

同5年11月26日、市水道落成式並びに市制施行20年式典が、内務大臣代理書記官池田宏、平塚廣義県知事、横尾輝吉代議士らの来賓を含め約800名が参加し、旧城趾本丸(御本丸公園)を式場にして挙行された。落成式では、大塚順吉水道部長の開式の挨拶に始まり、西出辰次郎技師の工事報告、本多市長の式辞に次いで平塚県知事らの祝辞があり終了した。西出は次の様に工事の報告を行った。



図2-1 祝典の夜の提灯行列(大正5年11月28日『下野新聞』)

本市上水道布設工事は水源補水口一箇所、取水口一箇所、導水線延長六百二十八間余、沈澱池二個、濾過池三個、送水線延長一万四千六百十間余、配水池二個、配水線延長三万二百十三間余、其他附帯建造物を建設するものにして、総工費金百二十万円を以て大正二年十一月工を起し、同五年七月に至り竣成を告げ、施行に要せし日数は実に二年九個月なり。而して本

工事は幸に歐洲大戦乱の影響を受けず、且何等の障碍にも遭はざりしが故に、材料の購入労力の供給等総て予算額範囲内に於て之を処弁し、全般の施設をして予定以上の工程を進行し得たるは寔に天祐に由りたると謂ふべし。茲に一言以て工事の報告を為す(『宇都宮市水道誌』)。

前述したように、市当局は給水前に水道使

表2-1 宇都宮市の水道利用状況

年 代	使用者戸数(戸:A)	世帯数(B)	使用普及率(%:B/A)	人 口(人)
大正5(1916)年	3,854	12,017	32.07	58,735
大正6(1917)年	4,225	12,321	34.29	60,193
大正7(1918)年	5,254	12,222	42.98	56,687
大正8(1919)年	6,290	12,444	50.54	57,972
大正9(1920)年	6,989	12,987	53.81	61,429
大正10(1921)年	7,876	13,455	58.53	63,773
大正11(1922)年	8,386	13,862	60.49	66,567
大正12(1923)年	9,064	14,342	63.19	67,823
大正13(1924)年	9,460	14,729	64.22	69,558
大正14(1925)年	9,693	15,174	63.87	70,657
大正15(1926)年	9,787	15,524	63.04	72,238
昭和2(1927)年	10,024	16,093	62.28	74,627
昭和3(1928)年	10,092	16,424	61.44	76,163
昭和4(1929)年	9,750	16,642	58.58	77,396
昭和5(1930)年	9,464	16,599	57.01	78,646
昭和6(1931)年	9,410	16,667	56.45	79,793
昭和7(1932)年	9,319	16,950	54.97	81,152
昭和8(1933)年	9,183	17,125	53.62	82,293
昭和9(1934)年	9,214	17,358	53.08	83,561
昭和10(1935)年	9,151	17,486	52.33	84,177
昭和11(1936)年	9,121	17,618	51.77	84,812
昭和12(1937)年	9,013	17,745	50.79	85,447
昭和13(1938)年	9,155	17,903	51.13	85,236
昭和14(1939)年	9,282	18,268	50.81	86,824
昭和15(1940)年	9,550	17,921	53.28	87,353
昭和16(1941)年	9,596	18,710	51.28	89,275
昭和17(1942)年	—	18,884	—	90,377
昭和18(1943)年	9,787	18,029	54.28	88,970
昭和19(1944)年	9,919	19,455	50.98	90,145
昭和20(1945)年	6,125	17,402	35.19	80,477

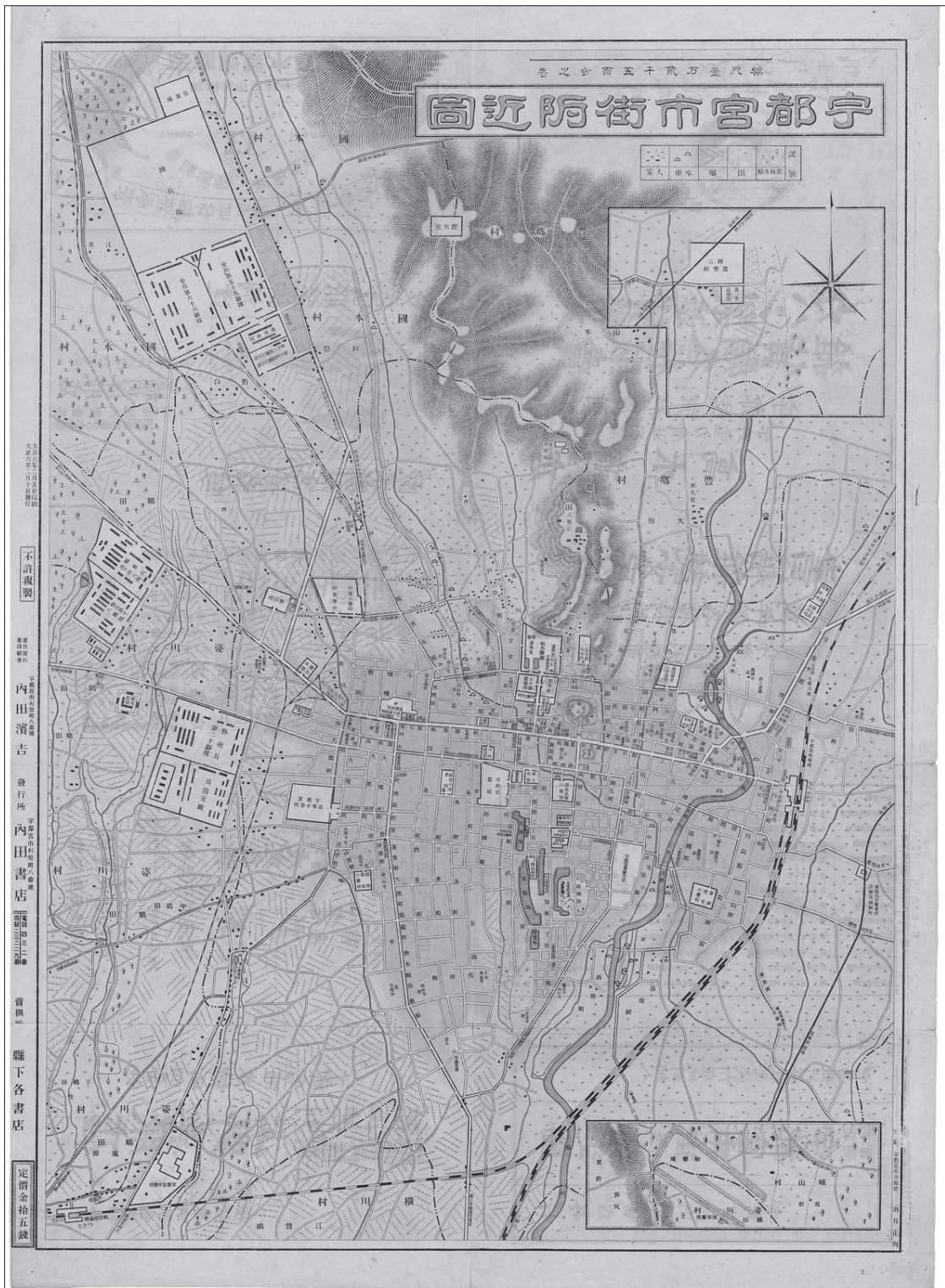
注1：使用者戸数は『宇都宮市事務報告書』(宇都宮市立中央図書館所蔵)による

注2：世帯数、人口は『宇都宮市統計書』(昭和59年版)による

注3：昭和9年、河内郡姿川村の一部を編入

注4：昭和14年、河内郡城山村大字駒生の一部を編入

注5：昭和17年、河内郡平石村大字峰を編入



用者に特例を設け、使用者の増大を図ったが、大正5年12月末の給水状況は、専用放任給水1,060戸、計量給水744戸、共用栓使用者2,050戸の合計3,854戸であり、その水道使用率は32.07%である。ちなみに、同5年の本市の人口は5万8,735人である。

表2-1は大正5年から昭和20(1945)年までの宇都宮市の水道利用状況を示したものである。使用者戸数は昭和3(1928)年までは年々漸増傾向にあり、同3年に至り最も多く1万92戸となっている。使用者戸数を世帯数で割った水道使用率は、大正13(1924)年が最も高く64.22%で、それ以降、昭和12(1937)年までは^{ていげん}逡減している。世帯数と人口はともにほぼ毎年増加している。これに対して、使用者戸数は昭和4(1929)年以降同12年まで逡減している。つまり、市域に配水鉄管が整備されたにも拘わらず、給水設備や給水器具を備え水道の恩恵を受けた世帯は、給水開始期後の3年間を除いて、約50%~64%であったことが分かる。これ以外の世帯は依然として井戸水や水屋に頼っていたのである。

水屋に関して、新聞には「警察にては昨二十一日彼等水屋に出頭を命じ、水道の無き時と違ひ今日にては立派に水道も布設され、安価に供給され居り危険の多き井水を販売せずとも、窮する事無からんとて即日販売及び汲出を厳禁したるに、水屋等は昨年十月既に市よりも注意を受け、廃止すべきに延び延びになり居たるも、せめて今月末日まで等と願出でたれど、却て説諭を受けて引下がりがたり」(大正5年6月22日『下野新聞』)と報じられた。需用者も水売りを禁止されては困難を来たし、水屋は水道部と交渉の末、共用栓に加入し水道水の販売を

主張し、新たな問題も発生した。

また、昨年まで乾燥していた下水溜が、共用栓が各所にでき米磨ぎ水を流すため、地盤の低い四条町・東塙田町・小田町・元石町・扇町・清水町では汚水が停滞し、異臭をはなち無数の小虫が発生するという弊害も起きた。さらに、井戸の多くは住宅の裏にあったが、共用栓は街路にできたため、家の中を通らなければ水の運搬ができず、街路で米磨ぎや洗い物をするという奇観を呈した。これは衛生上の問題や交通の妨げにもなり、新たに下水・排水の問題を引き起こした(大正5年7月10日『下野新聞』)。

第十四師団と水道

明治38(1905)年4月7日、第十四師団は小倉で編制された。一個師団の兵力は平時約1万人である。姫路・広島・熊本・善通寺・福岡で混成編制を終了した第十四師団は、7月14日、日露戦争中の戦地満州に派遣された。9月5日、ポーツマス条約が締結され終戦となり、10月、第三軍から離れ関東総督の指揮下に入り、中国の鉄嶺^{てつれい}付近の警備と保安に当たった。同40年11月、任務を終了した第十四師団は、第十師団と交代し内地に帰還し、姫路の第十師団跡に駐屯した。

同40(1907)年9月18日、軍令で陸軍省から改正陸軍常備配備が発表され、第十四師団の衛戍地^{えいじゆ}として宇都宮に決定していた。勿論、決定前に宇都宮の有志による^{ゆうち}誘致運動があり、有志の発起人は県議会に働きかけ、さらに県知事の同意を得て中央に呼びかけていた。

第十四師団の兵力は平時約8,000人であり、市は師団敷地買収の寄付をつのり、合計5万5,327円30銭を集め、これを陸軍省に寄贈し

た(『宇都宮市史 近・現代編Ⅱ』)。しかし、本市内には一個師団の兵力を抱える敷地もなく、第十四師団の敷地は自ずと市の郊外に求められた。その結果、河内郡国本・城山・姿川村が第十四師団の衛戍地となったのである。先ず、同41(1908)年3月31日、国本村に歩兵第六十六連隊が移駐した。ついで、11月23日、国本村に第十四師団司令部・歩兵第二十八旅団司令部、城山村に騎兵第十八連隊・輜重兵第十四大隊、姿川村に野砲兵第二十連隊が移駐した。さらに、同42(1909)年5月19日、国本村に歩兵第五十九連隊が移駐した。ここに、第十四師団の移駐は完了し、あわせて宇都宮は軍都としての性格を加味されたのである。

第十四師団の配水管布設工事は、歩兵第五十九連隊前・輜重兵第十四大隊前及び野砲兵第二十連隊前の各道路に布設する計画であったが、これらの道路は軍用道路で普通道路でないため、第十四師団の給水工事費により施工することになった。

衛戍部隊に市水道を給水する計画は、第十四師団と水道部とで折り合いがつかず、そのままとなっていた。

しかし、再度交渉を開始した結果まとまり、大正5年度は兵営のみ工費2万1,000円で水道部が請け負うことになった(図2-3参照)。同5年9月18日、歩兵第五十九連隊と歩兵第六十六連隊の給水工事が着手され、10月中旬に完了した。その後、10月18日、工事は輜重兵第十四大隊に移り、同大隊終了後は騎兵第十八連隊、野砲兵第二十連隊の順で工事を行い、予定の12月上旬までには完成する見込みとなった。兵営を除いた師団司令部及び旅団司令部・衛戍病院・陸軍兵器支廠その他は、翌6年度に設計される見通しで、当初の契約は工費約1万3,000円であった(大正5年10月19日『下野新聞』)。

同6(1917)年6月17日、市内伝馬町の憲兵分隊及び同官舎の給水工事が着手された。また、7月下旬から師団各兵営内の炊事洗濯場・洗面所・厩舎、衛戍病院、陸軍兵器支廠などの給水工事が着手され、9月中旬に炊事洗濯場・洗面所・厩舎、衛戍病院などの工事は終了した。残すは陸軍兵器支廠の給水工事と各所の消火栓布設のみとなり、これらの工事も9月25日に終了し、第十四師団の給水工事は全て完了し、同6年10月1日より

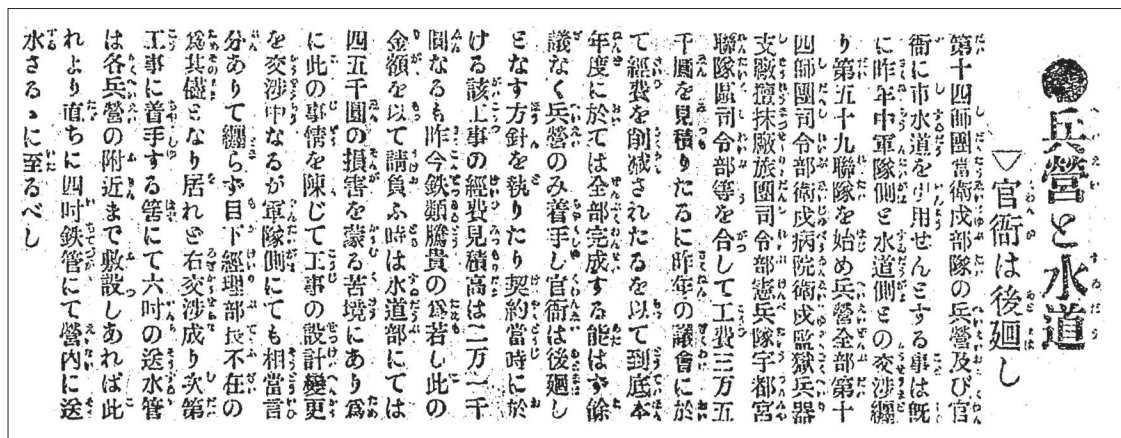


図2-3 兵営と水道(大正5年6月18日『下野新聞』)

給水が開始された。第十四師団の給水工事により新設給水栓の数は106カ所で延長1,447間(約2,600m)、新設消火栓の数は77カ所で延長1,064間(約1,900m)余であった(『大正6年宇都宮市事務報告書』)。

水道料金問題

本市の水道料金は、前述したように、大正4年8月10日、主務省の認可により施行された水道使用条例に明記されている。家事用水は原則として放任給水の方法をとった(第6条)。また、放任専用による給水料金は1カ月50銭で、共用栓(図2-4参照)による給水料金は1カ月15銭である(第44・45条)。大口の水道使用者については、計量給水の方法を採用し1石(約180ℓ)に付1銭、湯屋(風呂屋)営業は1石に付6厘、特別用水は1石に付2銭である(第46条)。第十四師団の場合は、1カ月約2万石の水道使用量が予



図2-4 街路に出来た水道共用栓(大正5年8月26日『下野新聞』)

想されたが、1万石以上の使用者の給水料金は逡減を得るとの規定により(第46条)、1石に付6厘とされ、1カ月の料金は120円で年額にして1,440円にすぎなかった。

市水道給水後、個人として最も多量に使用する湯屋は、1カ月に1,700石~3,000石の給水を受けていた。湯屋は1石に付6厘の割合で給水料金を支払っていたが、これを不当として値下げ運動を開始した。同5年8月、有馬温泉外主なる湯屋は連署の上、市水道部に1石に付2厘の値下げを要求し、請願書を提出した。これに対して、市当局は目下考慮中ではあるが、全国水道の規定を見ると、1石につき最高7厘最低4厘の間であり、今回要求した廉価では供給しがたく、且つ条例の改正は市会の決議を経て、内務省の認可が必要であり、容易ではないとした(大正5年8月31日『下野新聞』)。

9月11日、湯屋とこれに賛同した旅人宿営業者は、水道給水料金低減請願書を土木委員会の議案終了後に提出した。この日は同委員会の大塚理事より報告のみで散会した。その内容は、前述した通りであるが、旅人宿営業者は、計量器による場合は、普通自家用栓と比較して頗る高い割合になると述べている。両者とも直ちに採用しがたいことは承知しており、多少考慮の余地がないでもないといった程度のものであった。その後、同様の請願書が蕎麦屋組合より提出され、使用料低減の可否は水道経営にとって重要な問題となった。

こうした動きに対して、「市内一公民」は寄書に「宇都宮市水道給水問題」と題して次の様に述べている(大正5年10月5日『下野新聞』)。

人間は一日間に幾何の水を要するかと云ふに、今迄の統計に拠れば平均七斗五升である。之を一ヶ月に換算すれば二十二石五斗である。今本市水道使用条令を一瞥するに、(中略)計量給水は一ヶ月七十石の水を使用の有無に不関、料金九十五銭を徴収せらるゝのである。七十石以上は一石に付一銭増しである。一ヶ月七十石の水は一家三人の使用量であるから、計量給水者は一人で一ヶ月三十一銭五厘強を支払ひ、若し七十石以上を消費したる場合には、一人一ヶ月で二十二銭五厘を支払ふことになる。何んとなれば一人一ヶ月水の必要高は二十二石五斗であるからである。之を要するに計量給水にあつては、水を充分に使用すれば一家族五人で、一ヶ月一円四十銭の料金を支払ふことゝなるのである。之に反し放任給水は一戸五人迄一ヶ月五十銭、五人以上は一人に付き一ヶ月五銭である。之を以て觀れば計量給水は一戸五人にて一ヶ月一円四十銭の料金を徴せられ、放任給水にて一ヶ月五十銭で相済むのである。其差九十銭である。之れ故に偏重偏輕甚だしき不公平であると云のである。(後略)

この寄書は、水道使用条例に定めた水道料金の体系の欠点をついたものであり、投稿者は給水方法の理想は全て計量給水とすることであると主張する。計量給水にすれば、多量に水道を消費した者に料金を逡減することは最も公平であり、市民が異議を挟む余地もなくなる。しかも水の濫用^{らんよう}を矯正し、種々の弊害^{へい}も除かれ市の水道収入も増加すると主張している。

市当局は、数回にわたり計量給水の料金について協議し、同6年1月16日終了した。その結果、使用量の増加と反比例して料金を逡減することをほぼ決定し、1月25日の土木委員会はこれを決議した。6月15日、ようやく市会は「多量使用給水料低減の件」を可決したが、条例の改正は先送りされた。これについて、新聞は「専用^{やう}は少々良好なるも、共用栓に至つては其の見込数に達するに尚ほ遠き有様にして、市の衛生状態を改善する上に於ても亦水道経済の上よりするも、一層の努力を以て之が普及を図らざる可からざる次第なるが、水道使用料の引下は若し伝ふるが如く、果して増収を前提とする引下なりとせば、此に慎重の研究を要す可き問題^{ほうちやく}に逢着す可し。即ち引下の恩恵を受くるものは一般使用者に非ずして、計量給水使用者にあること論無く、更に明白に云へば其実湯屋営業者の要求を容れんとするに外ならず」(大正6年5月30日『下野新聞』)と報じ、一般使用者に何等の恩恵なき料金引き下げは容易に同意出来ず、水道普及は料金引き下げによらず、給水工事費の徴収方法の改善と衛生的觀念の啓発によって図るべきであると述べている。

水道の普及と事業経営

第一次世界大戦下では造船・機械工業などが進展し、大正4年ごろから大戦景気が見られた。その後、大戦景気は徐々に地方にも波及し、地方都市が発展する。一方、大戦景気によって、鉄材の高騰により一戸の給水設備費は平均約30円を要し、現行の2カ年間に給水料金と併せて支払うことは、中流並びにそれ以下の市民にとって重い負担となった。したがって、井水を使用することは当然の成

り行きであった。上町の水道利用者はごくわずかで、南新町方面の農家が多数の所は使用戸数が最も少なく約17%以下で、馬場町を中心とする下町方面は井水の質が不良であることも影響し、使用戸数が最も多く約76%以上であった(大正7年1月17日『下野新聞』)。

市水道部は、給水工事費を軽減するために、現在使用している鉛管以外に廉価な材料を調査研究し、木管や瓦斯管などの使用を検討した。しかし、水管の材料は単に価格よりも、衛生や耐久性の観点からも見直しが必要であり、この条件に合致するものを鉛管以外に求めることは困難であった。結局、従来通り鉛管を使用し、給水工事費は払込年限の延長などにより、使用者の支払負担を軽減する方法を講ずることにした(大正6年9月20日『下野新聞』)。

ところで、同6年12月現在、公設・私設共用栓の使用戸数は637戸、放任・計量専用栓の使用戸数は2,042戸であり(大正6年『宇都宮市事務報告書』)、学校も県立農学校を除く他はいずれも水道が布設され、水を多量に使用する宇都宮監獄(刑務所)・帝室林野局宇都宮出張所・宇都宮駅機関庫はいまだ布設されていなかった。監獄は井水良好で飲料水としては水道の必要はないが、不時の火災に備え消火栓は必要であり、監獄もそれを認めていた。帝室林野局出張所は予算の都合で遅れており、同7(1918)年度には布設することに内定し、機関庫については蒸気用に最も水道が適しており、当駅も条例の改正と共に布設する予定であった。

市水道部は、水道普及のため月1万石以上の使用者に対しては、特に給水料金の累減措置を採り、11月以降は第十四師団に対して

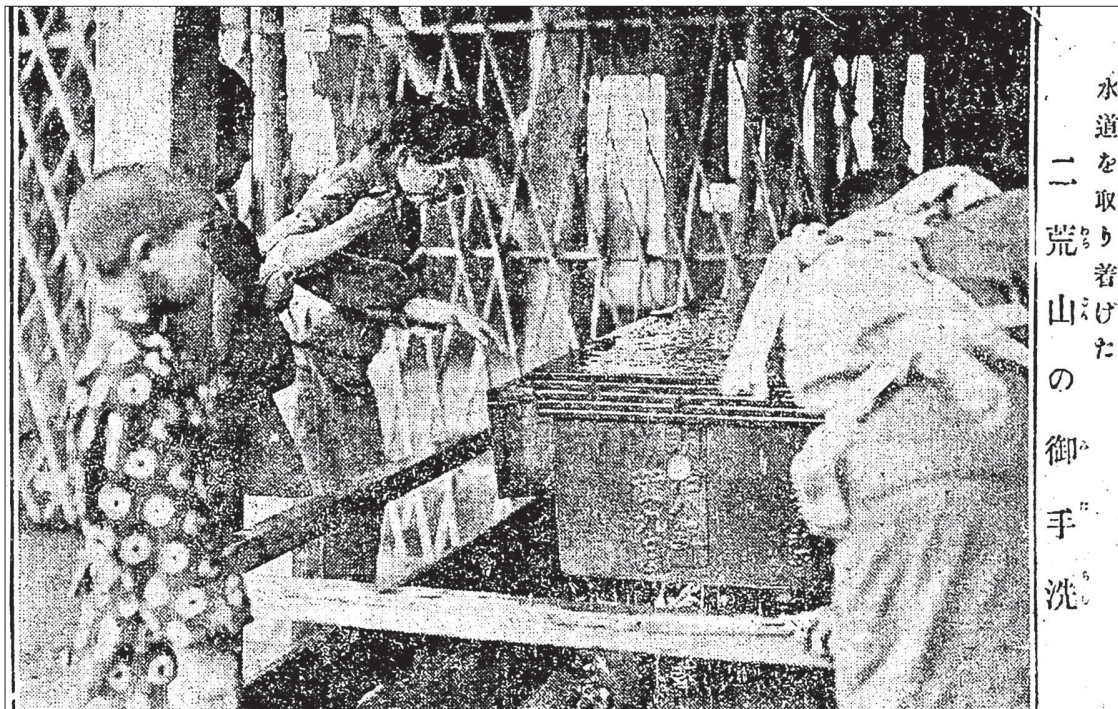


図2-5 水道を取り着けた二荒山の御手洗(大正5年6月17日『下野新聞』)

新たに数千石の給水を行った。しかし、市内一般に対する供給はなお不十分であり、条例の改正前に出来得る限り勧誘の必要ありと考え、同6年12月28日に「水道と火災」と題する印刷物を市内に配布した。この「水道と火災」には、火災の予防には水道の布設が最も肝要であるとしたため、水道の普及を市民に喚起した。

市当局は水道普及のため、水道使用条例の改正に調査・研究を重ね、谷誠之市長・小原水道部長等が会同しこれを協議して、改正の草案を作成し市参事会に提出した。市参事会の協賛を経た後、同7年4月5日、市会は「宇都宮市水道使用条例中改正の件」と「水道使用条例施行規則中改正の件」を可決した。その主な条例の改正点は次のようである。

まず、第45条第2項を改め、従来の専用給水資格者に特種の場合に限り一時共用栓使用を許し、その給水料金を①一時使用者は放任計量の区別なく1戸1カ月30銭、②常時使用者にして放任給水資格者は1戸1カ月40銭、③同計量給水資格者は1戸1カ月50銭に改正した。

また、第46条の計量給水料を全て改正し、①第6条(湯屋営業特別給水を除く)第7条

に該当するものは1カ月70石までは70銭、②70石～500石まではその超過水量1石に付8厘、③500石～1,000石まではその超過水量1石に付7厘、④1,000石を超過する時はその超過水量1石に付6厘とし、1万石を超過して使用するものはこの逓減法によらず、⑤1万石を超過する時は1石に付6厘、⑥5万石を超過する時は1石に付5厘、⑦10万石を超過する時は1石に付4厘とした。さらに、湯屋営業に使用するものは、⑧1カ月500石までは2円50銭、⑨500石～1,000石まではその超過水量1石に付3厘5毛、⑩2,000石を超過する時はその超過水量1石に付3厘とした。なお、新設の給水工事費に限り一時に納付できない場合は、60カ月以内の月賦^{げつぷ}で納付できるように改め(第57条)、利用者の負担を軽減する措置をとった。

2 断水の危機と水道問題

高等農林学校と水道

日露戦争から第一次世界大戦にかけて、諸産業の発達と相まって国民の教育水準も向上した。宇都宮市を中心に小学校からさらに上級学校への入学者も急増した。しかし、栃木県には高等教育を教授する学校はなく、中学から高等学校などへ進学する者は、県外に遊学しなければならなかった。

大正7年9月29日、初めての本格的な政党内閣である原敬内閣が誕生した。原内閣は、4大政綱の一つに「教育施設の改善充実」をあげ、中等・高等教育の充実を図った。県民の間には、農業関係の高等教育機関の設置を要望する気運が高まり、同7年12月24日、

表2-2 水道事業収入 (単位：円)

年度	予想	実収
大正6(1917)年	45,194	26,994
大正7(1918)年	46,337	31,420
大正8(1919)年	47,212	30,018
大正9(1920)年	40,107	33,533
大正10(1921)年	49,036	73,208
大正11(1922)年	49,998	83,231
大正12(1923)年	50,986	91,743
大正13(1924)年	52,008	99,513
大正14(1925)年	53,067	104,519

注：大正15年7月28日『下野新聞』により作成

県会は平塚廣義県知事と中橋徳五郎文部大臣に県の決議を経て、高等教育機関の設置に関する意見書・建議書を提出した。こうした誘致運動が効を奏し、設置の内示を受けた県は、同8年度から県の議決を経て、学校建設負担金の総額89万円の半額を4年間で県費から支出することにした。しかし、44万5,000円は全て県内の篤志家からの寄付で充たされ、加えて校地の買収や敷地の整理などでも、土地所有者の協力を必要とした(『宇都宮市史 近・現代編Ⅱ』)。

高等農林学校は、河内郡平石村大字峰および同郡横川村大字平松に創設されることになり、総坪数は約6万8,000坪で、校舎・植物庭園・実験農場・運動場が建設されることになった。本館をはじめ諸施設の総建坪数は約3,600坪であった。設置学科は農学科・林学科・農政経済学科の3学科からなり、修業年限は3カ年で入学資格を中学校卒業程度とした(『宇都宮市史 近・現代編Ⅱ』)。

大正9(1920)年の『宇都宮市事務報告書』によれば、同9年度中に施行した工事の概況として、「高等農林学校鉄管布設工事約六分通り施行」との記載がある。また、「栃木宇都宮上水道 二」(宇都宮市 上下水道局所蔵文書)には、「高等農林学校給水ハ大正九年八月二十六日内務省栃衛第五九号ヲ以テ認可済ニシテ、配水管ハ既ニ布設サレタル」とあり、高等農林学校への給水は、同校の創設以前に内務省から認可を受けていたことが分かる。同12(1923)年4月16日、高等農林学校は授業を開始し、同12年12月21日、勅令第441号により正式に宇都宮高等農林学校が発足した。

同9年2月28日、市会は高等農林学校の

水道布設や物価高騰に鑑み、市参事会の同意を得て「宇都宮市水道使用条例中改正条例」を可決した。まず、第1条の給水区域に高等農林学校が加わり、第44条の放任専用給水料金は、1カ月75銭に改正され、第45条の共用給水料金は、公設共用栓1カ月20銭、私設共用栓1カ月25銭、一時使用者は放任計量の区別なく1カ月50銭、常時使用者にして放任給水資格者は1カ月60銭、同計量給水資格者は1カ月70銭に改正した。また、第46条の計量給水料金は、①第6条(湯屋営業特別給水を除く)第7条に該当するものは1カ月80石までは1円、②80石～500石まではその超過水量1石に付1銭1厘、③500石～1,000石まではその超過水量1石に付9厘、④1,000石を超過する時はその超過水量1石に付8厘とし、1万石を超過して使用するものはこの通減法によらず、⑤1万石を超過する時は1石に付7厘、⑥5万石を超過する時は1石に付6厘、⑦10万石を超過する時は特に減額することとした。さらに、湯屋営業に使用するものは、⑧1カ月500石までは3円、⑨500石～1,000石まではその超過水量1石に付5厘、⑩1,000石～2,000石まではその超過水量1石に付4厘、⑪2,000石を超過する時はその超過水量1石に付3厘とした。同9年8月16日、この改正条例は内務・大蔵大臣から認可され、同9年9月1日から施行された。

水道使用量の増加

大正6年6月、市教育会は総会を開催し、その結果、本市に対して各小学校に水道を利用した撒水設備さつすいの設置を建議した。小学校には多数の児童が集まり、撒水は衛生上必要で

あったが、水道使用条例に規定された使用の目的以外の使用は禁止されていた。

同8(1919)年6月、市医師会は、「小学児童の体操時間等の場合、^{もうもう}朦々と吹き上ぐる^{すな}砂埃に塗れて運動して居る処を見ると、眼や呼吸器等に少からぬ害を及ぼす」(大正8年6月10日『下野新聞』)ことを危惧し、撒水設備の建議書を市に提出した。市当局はこれに対して、夏季の衛生上の一助に市街路に撒水する計画をたてた。全て市費で撒水を実施することは不可能であり、各戸の費用負担によって実施する外に方法はないとした。また、水道を使用することは出来ず、河川より取る外に道はなかった。仮に裁判所から停車場(宇都宮駅)までの大通りに撒水する場合、約4,000石の水量を要した。夏季日中3回ずつと見て、1日少なくとも約1万2,000石の水量を必要とし、簡易の撒水自動車などを購入して実施する計画をたて、各町務委員を通じて沿道の商店に同意を求めたが、同意したのは千手・杉原・池上町の3カ町のみであった(大正9年7月21日『下野新聞』)。

同9年7月、本市は水道水が大量に消費される夏季を迎えるにあたり、市民に水道水の有効使用と濫用を防止するため、次の5項目の実行をお願いする文書を配布した。

- 1、一人一日の平均給水量は四斗六升でありますからそれを越さない様せられたきこと。
- 2、水栓は必ず開け放しにしないこと(これが一番濫用になるのであります)。
- 3、共用栓の場所では衣類の洗濯其他一切洗ひものをせぬこと。
- 4、水道水を道路の撒水に使はぬこと。撒

水には堀井戸又は川の水をなるべく利用せられたきこと。

- 5、許可を受けないで流末の装置をせぬこと。但放任使用者は許可せられないことになって居ります。

(福田輝家文書〈栃木県立文書館寄託〉)

夏季の焼け付くような暑さに蒸された埃が、車の走るにつれて飛散^{みじ}惨めな光景を作りだしていた。釜川の都橋から田川の宮の橋に至るまでの間を手挽車4台で1日4回ないし5回撒水することになり、同10(1921)年8月15日より実施されることになった(図2-6参照)。

一方、同10年12月末日の給水状況は、放任専用給水3,404戸、計量給水1,525戸、共用栓使用者2,947戸の合計7,876戸であり、総世帯数に対する水道の使用率は58.53%であった。また、同11(1922)年12月末日の給水状況は、使用者戸数は8,386戸で、その水道の使用率は60.49%に達した。

同10年8月10日、使用された水道水は莫大で、6万7,000石余を記録した。これは水道の開設以来、最も多く市水道課は狼狽^{ろうばい}し、一時断水の準備に取り掛かったが、11日から市内への送水量を制限した結果、ようやく使用量も逡減し事なきを得た。1日6万7,000石余の使用を継続すると、市は断水の憂き目に遭遇することになる。この使用量は本市の水道利用者にとって、生活上不可欠の必要な水であるかと問えば、生活上以外に水が濫用されているという。市は水道使用の目的に制限を加えている。例えば、撒水がそれである。この撒水が頗^{すこぶ}る問題であり、撒水が濫用と称される水量の大部分を占めているこ



図2-6 宮市水道の濫用は道路の撒水にある (大正11年6月19日『下野新聞』)

とは争えない事実であるという (大正11年6月19日『下野新聞』)。水の濫用は撒水ばかりでなく、厳寒期に水道栓の凍結や破裂を防ぐための夜間放水も原因の一つであった。

猛暑と水不足

大正11年8月1日～14日の温度は、宇都宮測候所の調査によれば、平年より5、6度高く、最高は華氏96.6度(摂氏35.8度)を記録する猛暑であった。この間、水道水の使用量は8月5日が6万7,000石、8月6日が6万9,900石、8月7日が6万5,000石であった。断水に至らなかったのは、戸祭の配水池に約5万4,000石の貯水があり、それを補助給水したためであった。この配水池は、通常は15尺5寸の水深であったが、8月8日には水深6尺5寸に減少した。

市当局は断水という不測の事態を避けるため、水の節約を奨励する印刷物を市内に配布した。また、市警察署と協力して、印刷物を市内各要所と湯屋・理髪店などに掲示し、市民に節水を促した。さらに、共用栓による濫用防止のため、共用栓に注意札を貼付した。こうした消極的な防止策では抜本的な解決は

できず、水道水の欠乏は市民にとって重大な問題であった。

毎年繰り返される断水の危機が迫る中で、市当局は節水の宣伝による市民の注意を喚起したり、従来の認定計量栓に計量器を取り付け、水の濫用を防止する計画をたて、さらに一般の専用栓にも計量器を備え付ける計画もたてたが、規定により直ちに実行できず、いよいよ断水が現実味を帯びてきた。同12年8月、市当局は来年度から濫用を防止するため、継続事業で水道栓に計量器を取り付ける



図2-7 田川の梵天揉み (大正11年8月9日『下野新聞』)

方針をとることになった。

関東大震災と水道

大正12年9月1日午前11時58分、相模湾西部を震源地とするマグニチュード7.9の激震が関東地方を襲った。関東大震災である。本市の被害は家屋一部倒壊が3件、工場倒壊が8件であった。この震災による水道施設に対する被害はなかった。しかし、震災直後は情報の不足から流言蜚語が飛び交った。本市の状況は、「大震火災ノ為メ流言蜚語盛ンニ伝ヘラレ、不逞徒随所ニ横行シ、水道水源ノ投毒、当該建設物ノ破壊等某新聞紙ノ如キハ、本市既ニ其ノ害ニ遭ヘリト報スルアリ。物情騒然不安甚シキヲ以テ、万一ヲ慮リ嚴重警戒ヲ加ヘタリ」(大正12年『宇都宮市事務報告書』)とあり、騒然とした様子が窺える。

9月3日夜の本市の様子を新聞は、「消防青年団の総出となり、停車場は勿論場所を警戒し、尚各町青年団も町内の不寝番を為し、棍棒竹槍とびくち鷹口を携へ密行を行ひ、停車場前の如きは弥次馬いしゅう集し、戦争の如き混乱を来し動きもならぬ雑踏を呈し、列車の着毎に二人三人づゝ朝鮮人を発見し、或は汽車の屋根より引き下ろし、或は今泉町瓦斯タンク附近に追ひ込み、或は専売支局内に追ひ込み格闘の末、取押へ警察に突き出したる(後略)」(大正12年9月5日『下野新聞』)と報じている。

歩兵第五十九連隊は、「不逞鮮人(ママ)潜入せり」との噂におびえる市の状態に対し、市内巡回兵4組を出し各所を巡視した。一方、「水道に鮮人が毒を投じたりとの虚報を伝へし者あり。一時使用を躊躇せし者ありしも、(中略)病院市役所は之れが検査まで行ひしも、全く虚伝と判明し」(大正12年9月5日『下野新聞』)だが、

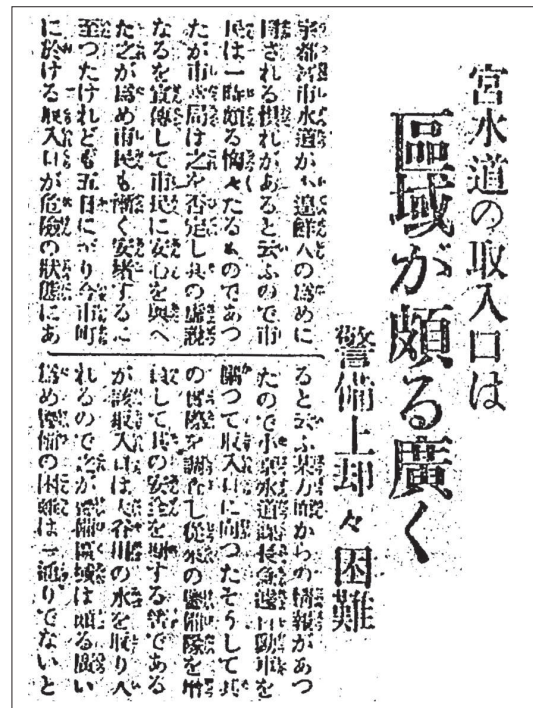


図2-8 宮水道の取入口の整備(大正12年9月6日『下野新聞』)

市民に安心を与えるため、戸祭の配水池場は市在郷軍人連合分会が警戒に当たった。また、送水線路は富屋・篠井・大沢村と今市町の消防組・在郷軍人分会・青年団が警戒に従事し、取水場・浄水場は今市町の消防組・在郷軍人分会・青年団が警戒に当たった(図2-8参照)。

断水と水道拡張問題

大正14(1925)年10月3日、市会議員の緊急秘密協議会が開会され、水道拡張調査に関する件その他2件について協議した。水道拡張調査についての協議内容は次のようである。

本市の水道は元来人口8万人まで給水し得る計画であったが、実際は既に水不足を告げ毎年夏季には危険状態に陥ることもある。これは当初の計画が一人当たり3立方尺(約4

斗6升)であったため、実際と矛盾したもので今日このまま給水を続けることは心もとない。この際、水道拡張を計画しその調査を行うことにする。これには技術者給料・測量器具その他合計1万5,000円の経費を必要とするので了解を得たい。内5,000円は14年度に1万円は15年度に支出する(大正14年10月4日『下野新聞』)。

協議の結果、止むを得ない事情であれば、いささかの犠牲は致し方なく、市は調査に着手することに決した(図2-9参照)。

ここに、ようやく本市の水道拡張計画は組上に載せられたのである。同14年10月12日、市会は市参事会の同意を得て、水道調査費追加予算を可決した。

同14年10月21日から3日間、新任の水道拡張調査主任の市川技師は的場宇太郎技師を案内に、市水道の水源池および補水設備・取水設備の実地踏査をおこなった。踏査後、市川技師は「最もいゝ水源池である鬼怒川は少し

遠過ぎる」とし、「現在の水源池は兎に角遠いのです。なんとかして近い所費用のかゝらない所を見付けるやうにしたい」(大正14年10月25日『下野新聞』)と述べている。

これに対して敏感に反応したのが豊岡・大沢・篠井の3カ村の住民である。万一、拡張水道の取水口が再び大谷川となった場合、灌漑用水は全く欠乏し、3カ村にとって死活問題となる。10月26日、3カ村長主導の下3カ村有志50余名は、今市町本多屋に会合協議し、市当局が大谷川に取入口を設けて行う水道拡張には絶対反対であり、今後市の態度を注視し、万一の場合は結束して立ち向かうことに決し散会した。さらに、12月26日、3カ村長は県庁に出頭し、県知事に3カ村住民1,000余名の連署からなる市水道拡張に反対する陳情書を提出した。

大正15(1926)年6月13日の『下野新聞』に「十三日愈断水実行 毎日午前九時より午後三時迄 水位復旧まで行ふ」の見出しが紙

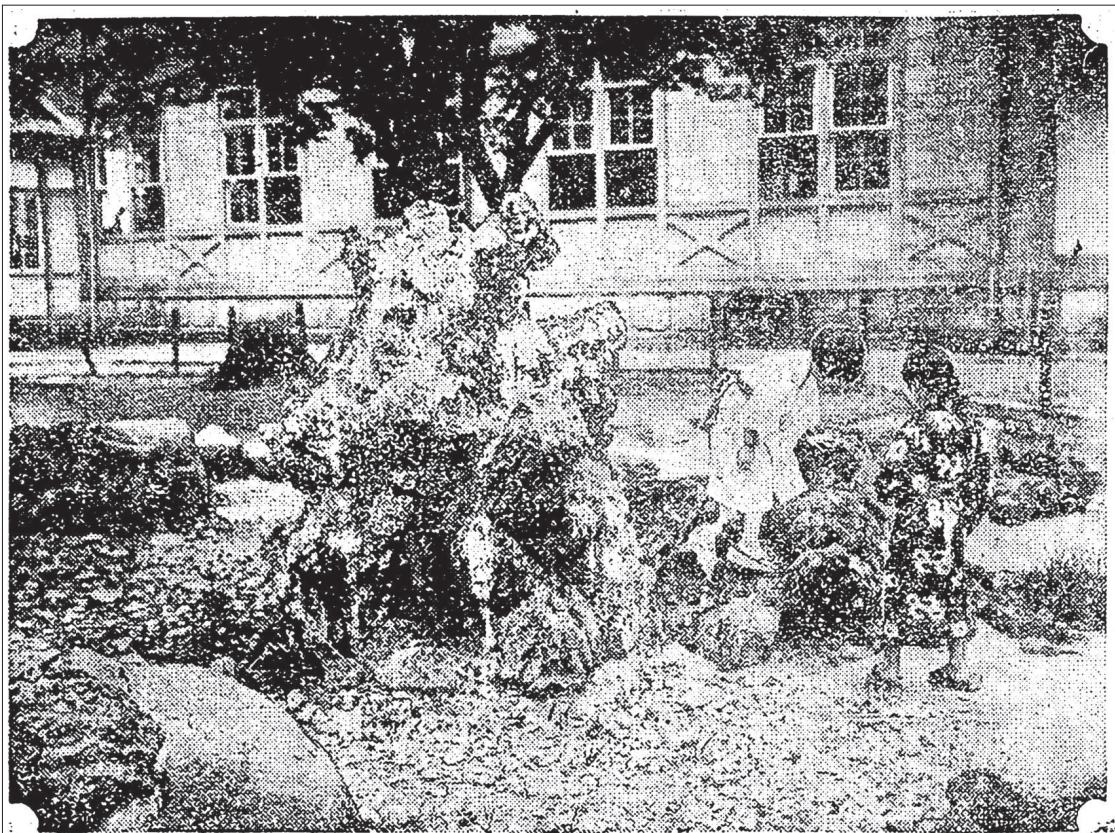


図2-9 宮水道拡張に万一にも(大正14年10月28日『下野新聞』)

面を飾った。ここに市水道給水以来初めての断水を決行することになった。6月12日の午後は雨であった。戸祭の貯水池の水位は3尺から9尺に回復し、断水は取り止めとなった。しかし、その後、新聞は連日断水の危機を報じ、ついに、8月16日午前9時半から午後3時半まで断水となった。翌8月17日は続行する予定であった断水を中止し、水道課では水の節約の宣伝を行い、通水後の鉄管破裂に備え職夫を各所に配し警戒に当たらせた。幸い1カ所の故障もなく無事通水し、給水も予定の時間に行われた。

一方、市川技師による水道拡張のための水

源地の水質検査も終了した。まず、第1回の水源地調査は、同15年8月15日から第1候補地である今市取水口付近で伏流水の水量検査を行うこととなった。同地での検査終了後は、白沢・宝積寺・徳次郎等で同様の検査を実施して、その結果により水源地を確定することにした。8月17日、市水道の米本顧問技師は、今市取水口付近で試掘中の伏流水試験井を視察したが、試験井がまだ完成せず十分な観測はできなかった。この試験井は予想通り湧水量が極めて多く、水道拡張に必要な水量があり大いに期待された。さらにその伏流水について、安定度を測定するため付近の



何處も同じ水不足
宮市役所の干上った噴水

図2-10 干上がった市役所の噴水(大正15年8月7日『下野新聞』)

民有地に7カ所の小さな井戸を掘り、併せて伏流水の方向などを調査することにした。

10月20日、これらの調査は全て終了した。その結果、今市取水口付近の伏流水の一昼夜の湧出量は17万5,000立方尺(約2万6,500石)もあり、現取水口の用水際より約2尺の地点に試験井を掘ったところ、同用水の水底より流れ出ることなく安全性が確認され、新水源地として有望視された。なお、第2回の水源地調査は大沢村水無地内において行うこととした(大正15年9月17日、10月24日『下野新聞』)。

11月20日、篠井・豊岡・大沢3カ村の水利関係者代表40名は、市水道拡張問題の対策について、今市町本多屋に会合し協議会を開いた。市当局と交渉するため、各村に委員を設け、内1名の総代からなる3カ村対策委員を選定し、まず今市取水口付近の水源地を視察した。また、水源地の今市町民との交渉は、各村の総代3名が担当することになり、早速今市町長渡辺佐平を訪問し、「今市町は水利の関係少きため、三ヶ村に無交渉で市水道に承認を与へしことは、前町長安西氏時代に実例あるが、今回前例にならつて単独承認を与へらる如きことあれば、三ヶ村の死活に関する問題であるから、近郷の関係者に一応はかつて決行されたい」(大正15年11月23日『下野新聞』)と懇願した。さらに、市当局への意見聴取は各村の総代3名に一任した。11月26日、今市町外3カ村からなる水道対策期成同盟会委員総代狐塚延生吉外4名は、宇都宮に向き須田宮次郎助役・射越義三郎主事と会談し陳情した。

第2節 昭和戦前期の宇都宮と水道

1 昭和戦前期の水道問題

水道拡張調査の報告

大正14年10月以来、米本・市川技師によって進められた水道拡張の調査が終了し、昭和2(1927)年2月28日、市議員全員に対して調査経過とその結果が報告された(昭和2年3月2日『下野新聞』。以下はその概要)。

①現在の給水困難を緩和する方法

イ、既設送水管の増設

ロ、貯水池の拡張

ハ、計量制施行による節水

上記の内口、ハは経済的にも或いは工事の点からも実施は比較的容易であるが、ハの方法では1割ないし1割5分の節水しか期待できない。また、ロの方法は単に貯水池の増設によって行われるが、水質を不良にするので好ましいものではない。従って、イの既設送水設備の拡張が適している。

②拡張並びにその規模を決定すべき要素

イ、給水区域の範囲決定

ロ、目論見に対する人口推定

ハ、一人当り使用水量想定

イについては、当分給水区域の拡張の必要は認められない。ロは最も

重要な要素であって、その推定も困難であるが、大体本市の人口が10万人に達するまでを標準とした。ハについては、既往の統計或いは現状から推して、一人1日当たり150ℓ即ち4、5立方尺(現在は3立方尺)と想定したが、決して少ないものとは思われない。

③水源地の位置及び取水形式

イ、現取水口付近

ロ、中間に於ける伏流水(河内郡大沢村付近)

ハ、鬼怒川(河内郡古里村白沢地内)

水源地に関しては、現在の取入口より引水するか、もしくは伏流水を取るかについて調査した。その中伏流水の位置を上記の3カ所に想定し、調査を行ったが、イ、ロの2カ所は付近村民との水利関係から取水困難と考え、結局現在の取水量を増すか、鬼怒川の伏流水を取るかの結論に達した。殊に現在の取水量を増すことについては、往時関係村民と契約書にも認められているので、最も安全であり最も容易である。

④計画調査による結論

以上の諸条件諸事情に鑑みて、本市水道の第1期拡張は水源を今市町の現取水口(地表水)とし、これに対する設備の拡張としては、沈澱

池及び濾過池をそれぞれ2カ所ないし3カ所を増設し、さらに森友の第2号接合井から戸祭の配水池までの送水管を増設することが適当と考え、それに基づいて計画案をたてた。

⑤拡張に要する費用概算

全部で約121万円の費用を要する。なお、水源を河内郡古里村地内の鬼怒川床に設けると、その費用は約122万円を要し、本市の経常費において年額約1万円以上を増すことになり、実際不利と認められ採用しなかった。

以上の市水道拡張計画の大要を聴取した市会議員は、121万円の経費に今更の如く驚愕した。もし、この水道拡張計画を実施すれば、とにかく121万円だけは用意しなければならない。勿論、それは起債によるほか途はなく、現在100万円の市債があり、本市がさらに120万円余の市債を抱えることになり、この拡張計画の遂行は当然不可能であった。

同2年3月3日、篠井・豊岡・大沢3カ村の反対期成同盟会は今市町で会同協議した結果、まず第1段階として今市町会に諮り当町の態度を決めてもらい、然るのち本市と県に陳情することに決し、陳情書を今市町に提出した。今市町の態度が注目される中で、町会議員2、3名が「町として単独行動を取りたい」と述べたとかで、3カ村側は万一そのような態度に出た場合は、「相当の対策を講ずべく、或は其腹癒せに糞尿を一切汲み取らず、糞ぜめにするが如き態度に出ないとも限らない」とまで報じられた(昭和2年3月8、12日『下野新聞』)。その後、4月7日、今市町大字吉

沢・土沢と篠井・豊岡・大沢3カ村は、本市水道取水口の拡張により灌漑用水の濁水を来すことを恐れ、今市町長・3カ村長は松永和一郎市長に面会し拡張反対を述べ、さらに県庁に藤岡兵一県知事を訪問し反対の陳情を行った。

計量給水制の実施

昭和2年も夏季に入ると、年中行事のように新聞は連日断水の危機を報じた。市水道課は広報車を引っ張り出して節水宣伝をするやら、制水弁を極度に締めて送水量の制限を試みるが、貯水池の水位は刻々と減水して行く。同2年7月23日、水位が回復するまで、ついに毎日午前9時から午後3時まで断水となった。8月22日にも同時時間帯で断水となった(図2-11参照)。

こうした夏季の断水も過ぎ去った折、同2年12月24日、市会議員の秘密協議会が開かれ、上水道量水器取り付けの件が承認され、市当局はその経費12万円の起債の手続きを執ることになった。また、上水道の給水難を緩和する緊急策として、従来の放任給水制を改正し計量給水制にする計画について、改正条例案が市政調査会の小委員会で審議され、同3年1月21日、市参事会に提案されることになった。条例改正の要旨は、料金は値上げせず、別に器具使用料を徴収し、料金の月末納入を3カ月分前納とし、納期を年4回と改める。料金の計算は、現行の家族5人以内は放任栓1カ月75銭を変えず、使用平均水量を約70石とし、計量給水になっても、料金は従来と同額になるように設定する。

行政区域から一歩でも隔たりがあれば、公共的でない限り水管が軒下を通っていても、

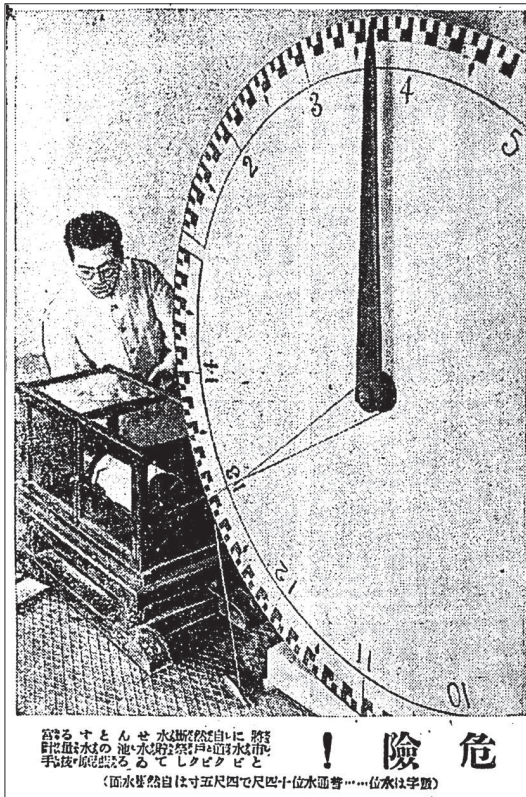


図2-11 水位を計量する技手(昭和2年8月22日『下野新聞』)

また隣まで配水されていても、水道を使用することは許されなかった。しかし、水道使用条例の改正を機に給水範囲に関しても改正され、給水できることになった。市当局の調査によれば、市街地続きの地域は勿論、この外送水管に近い地域などは何れもこの恩恵に浴することになった。市外の給水可能な戸数は約1,000戸であった。

同3年11月5日、市会は市水道使用条例中改正条例を可決した。同4年1月1日から改正条例は施行され、いよいよ計量給水制が実施されることになった。最も多い放任栓使用者は家族5人を限度として1カ月75銭であったが、最低でも水道使用料80銭(1カ月10m³)、器具使用料20銭合計1円で25銭の

増額となる。また、料金の前納制度が実施されれば、3カ月分の使用料を予納しなければならない。自家用給水は何れも1カ月の水道使用料80銭、器具使用料20銭合計1円であり、その3カ月分は3円となる。剰余が生じた場合は、精算の上還付されるが、滞納者にとってはより厳しくなる。

同4年2月15日、日本大衆党は宇都宮市民大会を開き、「(前略)宇都宮市当局が計量器新設ヲ理由トシテ水道料金ノ値上ヲ計上シタル際、(中略)吾人正義ノ主張ハ容レラレスシテ、之カ値上ハ同年一月ヨリ実施サル、ニ至ツタ、然ルニソノ料金徴収ノ方法ヲ見ルニ、ソノ値上ハ吾人ノ予期以上ニ苛酷ニシテ、中産階級以下ノ本市民ノ負担ヲ加重スルモノデアリ、殊ニソノ使用条例第四十六条第四十七条ニヨル予納制度ノ如キハ、啻ニ市民ヲ不信侮辱シ、無産階級ヲ苦境ニ陥ル、ハカリテナク、又財政ノ原則ニモ反スル不当不法ノモノテアル(後略)」と決議し、水道料値下げ運動を展開した(『栃木県史 史料編 近現代三』)。

同4年1月1日以来水道の計量給水を実施したが、料金の値上げと料金予納制は一般使用者の反発を買い、1月末日納期の滞納者は300余名で、さらに4月末日納期の水道料金の収納状況ははなはだ悪かった。市当局は滞納者300余名に警告を発し、滞納の場合は停水処分に付すことにした(昭和4年7月3日『下野新聞』)。

昭和恐慌と料金値下げ

昭和4年7月17日、市政調査会が開かれ、市水道使用条例改正の可否並びに改正する場合の条文などについて審議した。会員の意見

は改正で一致し、直ちに改正案の起草に着手し、来るべき市会に提案することになった。同4年7月24日、市会は市水道使用条例中改正条例を可決した。こうして、市民に不人気であった料金予納制は廃止され、10月1日から各月末の納入に改正された。

同5年には、同2年の金融恐慌による経済の沈滞が払拭できずにいた日本にも世界恐慌が波及し、さらなる恐慌が見舞った。昭和恐慌である。この恐慌は、緊縮政策により失業者が増大し、金解禁とも重なり正貨が大量に流出して国際収支が悪化し、株価と物価も暴落した。同5年4月11日、東京株式取引所が立ち会い停止となり、工場閉鎖や倒産が相次ぎ、失業はますます深刻となった。失業と賃金不払いは蔓延し、労働争議が拡大した。賃金水準も、とくに女子賃金が大幅に下落した。やがて恐慌の嵐は地方の都市や農村にも吹き荒れる。

大衆党宇都宮支部は電灯料値下げ運動と同時に、水道料値下げ運動をふたたび開始し、先ず同5年9月15日、田村支部長は黒沢市議らと共に市役所に石田仁太郎市長を訪問し、「水道料金の3割値下げ並に水道計量器料の撤廃」の決議文を手交した(昭和5年9月16日『下野新聞』)。

昭和恐慌の影響は、水道料金の支払いにもその影を落とした。同5年の水道の停水処分その他は249件で、同4年11月から同5年9月までの水道料金の滞納者は延7,762人で、滞納総額は9,448円48銭であった(昭和5年『宇都宮市事務報告書』)。その後、同5年10・11月の滞納者について、新聞は「最近不況の折柄なので益増加し、十一月の両月の滞納者は実に延人員二千五百余名と云ふ。宮市水

道開設以来最高記録を示したので、宮市水道課でも来る十七、八日の両日に亘つて各係員を督励、使用料の徴収に努める事となつたが、それでも尚納入しない者に対しては、止むを得ず停水処分を敢行する由である」(昭和6年2月7日『下野新聞』)と報じている。

市当局もこうした状況を看過できず、水道使用料減額許可の件を主務省に申請し、同6年4月23日付で内務・大蔵大臣より許可の指令が県に達せられた。その内容は、①専用栓の家事用水は、最低料金1戸1カ月8㎡まで32銭を28銭に、②専用栓の営業用水は、最低料金1戸1カ月15㎡まで1円20銭を1円16銭に、1カ月1,000㎡を超過する時は1㎡に付5銭を4銭8厘に、③専用栓の湯屋営業は、最低料金1戸1カ月100㎡まで3円50銭を3円35銭に、④共用栓の普通使用者は、最低料金1戸1カ月8㎡まで32銭を28銭に、超過料金以上毎1㎡に付3銭を2銭5厘に、⑤量水器使用料は3銭減額する、などである。

こうした微々たる減額措置では、滞納者を減らすことは不可能である。それ程不況の事態は深刻であったのである。昭和3年の水道使用戸数は最も多く1万92戸で、それ以降は増加することなく年々減少し、併せて使用率も年々減少していくのである。ちなみに、同6年の水道の停水処分は237件で、同5年の249件と五十歩百歩である。さらに、同6年1月～12月までの水道料金の滞納者は延7,578人で、滞納総額は8,994円14銭であった(昭和6年『宇都宮市事務報告書』)。

給水区域の拡大

市水道課では、近年隣接地の著しい発展に鑑み、都市計画実施地域の市外へ給水するこ

とになり、市水道使用条例の一部改正に迫られた。殊に市外の河内豊郷村大字大曾のように、その家屋180数戸に達し、さらに目下具体化しつつある市立商業学校の移転により、結局市外給水を施さなければならないので、この機会に隣接一円の給水計画をたてた(昭和6年6月16日『下野新聞』)。

清水町にあった市立商業学校は、昭和2年4月12日、文部省告示第20号により宇都宮市商業学校と改称した。ついで同3年3月20日、文部省告示第165号により宇都宮市商業学校学則を改正し、3年の修学年限を5年制に改め、定員も350名から500名とした。この生徒定員数の増加により特別教室・運動場の不足をきたし、移転問題が表面化した。その結果、河内郡豊郷村大字大曾の水田8,210坪の敷地買収に成功した(『宇都宮市史近・現代編Ⅱ』)。

同6年7月6日、市会は開かれ、宇都宮市水道市外給水条例案、市商業学校敷地買収決定案その他の議案が提出された。その結果、7月6日、市水道市外給水条例案は可決された。それを次に掲げる。

宇都宮市水道市外給水条例案

第一条 本市水道ハ左ノ場合ニ限り市外ニ給水スルコトヲ得。

一、官衙公署、学校、病院其ノ他之ニ準スヘキモノノ請求アリタルトキ。

二、公益上必要アリト認メタルトキ。

第二条 前条ノ給水ハ市内給水ニ不足ヲ生ズル場合ハ予メ期間及水量ヲ限定シテ供給シ又ハ随時給水ヲ制限停止若ハ廃止スルトコアルベシ。

第三条 前二条ニ規定セザルモノハ宇都宮市水道使用条例ヲ準用ス。

附則

第四条 本条例ハ交付ノ日ヨリ之ヲ施行ス。

(「栃木 宇都宮上水道 二」宇都宮市上下水道局所蔵文書)

同6年10月15日、石田市長は関係書類を添え、「市外給水区域拡張ノ件」を内務大臣安達謙蔵に申請した。

市外給水拡張区域は、宇都宮高等農林学校に至る沿道の河内郡平石村大字峰・同郡横川村大字平松の一部と市商業学校建設地及びこの沿道の同郡豊郷村大字大曾の一部であった。また、市外給水拡張区域内の戸数と人口は、平石村大字峰の一部が戸数45戸人口213人、横川村大字平松の一部が戸数46戸人口218人、豊郷村大字大曾の一部が戸数138戸人口653人であった。これらの3つの市外給水拡張区域内の戸数と人口の合計は、229戸、1,084人である。市外給水の理由については、次のように述べている(「栃木 宇都宮上水道 二」宇都宮市上下水道局所蔵文書)。

当時の宇都宮市は近時著しく郊外に進展し、隣接する4つの村落に膨張し町並みを形成している。その生活・経済ともに本市と同一の状態にあり、現在及び将来の衛生保安上において考慮を要するものがある。幸い当時の宇都宮市は、昭和4年1月すべて計量給水に改めた結果、水量に余裕を生じ市外給水の特例を設け、一部区域を拡張し制限給水を行い、宇都宮市の将来の公益を保護しようとするものである。ことに、今回市外給水する区域の平石村大字峰・横川村大字平松の一部

は、現に給水中の宇都宮高等農林学校に至る沿道に接し、また、豊郷村大字大曾は市商業学校建設予定地に属し、しかもその沿道に接して、同校の給水設備の完了とともに特別の配水工事を要せず給水を得られる。本給水の目的は、一般に売水でなく専ら宇都宮市の公益保護によるものである。

同6(1931)年11月13日、市当局は「水道市外給水ノ件」を内務省に申請した。宇都宮高等農林学校の沿道にあたる平石村大字峰・同郡横川村大字平松の一部には既に配水管が布設されており、認可次第給水が得られるようになった。また、市商業学校建設予定地とその沿道の配水管布設費は、市費負担による1,886円25銭であった。同7(1932)年2月12日、「市外給水区域拡張ノ件」は内務省から認可され、2月15日に施行された。

県立宇都宮中学校の同窓会顧問兼校医の枝廣は、井戸水では生徒の衛生上の見地からも好ましくないと憂慮し、水道の布設を切望した。同窓会など学校関係者と協力し、県・市の補助を仰ぎつ、同窓会員からの寄付を得て、総工費5,500余円を投じ六道から延長2kmの配水管の布設工事が着手され、校庭に生

徒の水飲み場が完成した。同10(1925)年10月2日、宇中水道布設の落成式が同校講堂で挙行された(昭和10年10月3日『下野新聞』、図2-12)。また、同14年2月の職員会議で、「水練道場」(水泳プール)の建設が決定され、4月から生徒の勤労作業が開始され、7月21日に工事が竣工し給水に取り掛かった。8月9日、落成式を挙げた(宇都宮高等学校『百年誌』)。



図2-12 宇都宮中学校での水道敷設落成式(昭和10年10月3日『下野新聞』)

Colum 滝の井 一宇都宮の名所七水 その2—

「滝の井」は江戸時代、亀井の水とともに宇都宮の七水のひとつに数えられた名水である。また、滝の井のある滝尾神社一带は、「宇陽八景」にも選ばれた風光明媚な所でもあった。なお、滝の井の名は、滝尾神社に由来するもので、滝尾神社は、文久9(1826)年竹内久衛門が日光の滝尾神社の神霊を勧請したものである。

滝の井は、宝木台地に細長く刻まれた谷の頂部に湧き出す湧水であり、付近の水田を始め下流の江曾島の水田を潤す貴重な水源となった。傍らに祀られた滝尾神社は、水が涸れず豊かな稲の実り



滝尾神社境内に残る滝の井 (滝谷町)

をもたらしてくれることを祈る下流の農民たちによって祀られたものである。例祭は毎年4月17日と11月15日の2回行われ、地元民ばかりでなく江曾島あたりからの参詣人で賑わったという。

ところで滝の井の場所は、桜通りと六道通り、および平成通りが交差する滝谷町交差点の東北隅にある。現在、六道通りは交差点手前で行き止まりとなっているが、明治41(1908)年に陸軍の第14師団宇都宮移駐に伴って、軍道(現在の桜通り)が開設されるまで、ここを通る道は六道通りのみだった。この六道通りは、宇都宮城下の西南の外れに位置する六道を起点とした道であり、古く佐野道と呼ばれた。佐野道は栃木や壬生、遠く佐野方面と通じる道であり、宇都宮城下へ出入りする大動脈のひとつであった。人馬交通華やかかりし頃、滝の井はそこを行き交う人馬にとって喉を潤す格好な休み場になっていた。また滝の井のある滝尾神社境内には、樹齢800年を超す大きなカエデをはじめ、鬱蒼と木々が生い茂っていたという。春は新緑、秋は紅葉等と地元民ならずとも宇都宮城下の人々の心を魅了し賑わったことでもあろう。

このように滝の井は、宇都宮城下から少し離れた場所にあったが、地元民はもとより宇都宮城下の人々にとっても馴染みの深い場所であったと思われる。だからこそ滝の井は、宇都宮の七水のひとつに数えられたのではなかろうか。

なお、明治27(1894)年、下流の江曾島の農民により滝の井より流れ出す水路に、宝木用水から引水してきた新川用水が合流した(「水を求めて」: 70-1⁹参照)。